

2026年4月3日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

振込規定等改定のお知らせ

株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）では、2026年6月1日より「振込訂正・組戻サービス」の取扱いを開始することから、振込規定等を改定いたします。

本規定はすでにご利用のお客さまにも適用されます。

1. 改定となる規定

- (1) 振込規定
- (2) 77 ビジネスポータル利用規定
- (3) 法人・個人事業者向けインターネットバンキング利用規定
- (4) <七十七>ダイレクトサービス利用規定

2. 主な改定内容（改定対比表は別紙 1～4 のとおり）

- (1) 「振込訂正・組戻サービス」のサービス内容を定めます。
- (2) 七十七銀行アプリおよび個人向けインターネットバンキングでの振込、当行キャッシュカードによる当行ATMでの振込について、振込不能時は引落口座へ振込資金を自動返却します。
- (3) 資金移動業を営むワイズ・ペイメント・ジャパン株式会社あての振込を受付していることから、「金融機関」を「金融機関等」へ改定します。（一律で改定しますので、改定対比表への表示は省略します。）

3. 改定日

2026年6月1日（月）

以 上

「振込規定」改定対比表（改定箇所のみ記載）

（下線部分が改定箇所）

現 行	改 定 後	備 考
<p>6. 取引内容の照会等 (1)～(2)（省略） (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、8.に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。</p> <p>8. 組戻し (1)（省略） ①～②（省略） ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、<u>当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。</u>この場合、<u>当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>10. 手数料 (1)（省略） (2) 組戻しの受付にあたっては、<u>当行所定の組戻手数料をいただきます。</u>この場合、(1)の振込手数料は返却しません。<u>ただし、組戻しができなかつたときは、組戻手数料は返却します。</u></p> <p>(3) <u>組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。</u>この場合、<u>組戻手数料はいただきません。</u></p>	<p>6. 取引内容の照会等 (1)～(2)（省略） (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、8.に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。<u>ただし、当行のATMおよびく七十七>ダイレクトサービスのインターネットバンキングによる、当行口座からの振込の場合には、上記にかかわらず、通知を省略のうえ引落口座に資金を返却します。</u></p> <p>8. 組戻し (1)（省略） ①～②（省略） ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。この場合、<u>当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>10. 手数料 (1)（省略） (2) 組戻しの受付にあたっては、<u>当行所定の組戻手数料をいただきます。</u>この場合、(1)の振込手数料は返却しません。</p> <p>(3) <u>組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、組戻手数料をいただきます。</u>この場合、<u>店頭表示の振込手数料はいただきません。</u></p>	

現 行	改 定 後	備 考
(4) (省略) (5) 入金口座なし等の事由により返却された振込資金の受領等の手続にあたっては、当行所定の <u>振込資金返却手数料</u> をいただきます。 (6) (省略)	(4) (省略) (5) 入金口座なし等の事由により返却された振込資金の受領等の手続にあたっては、当行所定の <u>組戻手数料</u> をいただきます。 (6) (省略)	

以 上

「77 ビジネスポータル利用規定」改定対比表 (改定箇所のみ記載)

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
<p>第2条【サービス・機能の内容】 (1) ~ (6) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>第2条【サービス・機能の内容】 (1) ~ (6) (省略) (7) <u>振込訂正・組戻サービス</u> (省略)</p> <p>第14条【振込訂正・組戻サービス】 1. <u>振込訂正・組戻サービスとは、契約者が当行所定の方法による振込について、以下を行うサービスをいいます。</u> (1) <u>振込先の金融機関等(当行を含みます)から振込先口座に入金できないと当行に通知があった場合(以下「振込不能」といいます。)における当行から契約者への振込不着発生の通知(以下「振込不能通知」といいます。)</u> (2) <u>振込不能となった振込に関する契約者から当行への訂正の依頼(以下「振込訂正依頼」といいます。)</u> (3) <u>振込不能となった振込に関する契約者から当行への組戻の依頼(以下「組戻依頼」といいます。)</u> (4) <u>振込不能となった振込に関する契約者から当行への再振込の依頼(以下「再振込依頼」といいます。)</u> 2. <u>振込不能通知は、電子メールにより行います。電子メールの宛先は、第8条第1項に定める登録アドレスとします。</u> 3. <u>振込訂正依頼は、次のとおり取扱うものとします。</u> (1) <u>契約者は、第9条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの依頼権限がある利用者に対して表示される画面において、振込不能となった明細に対し、訂正依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の振込訂正受付時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。</u></p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>(2) 契約者は、第9条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの承認権限がある利用者に対して表示される画面において、本項第1号により確定した訂正依頼内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で承認することで、依頼を承認するものとします。</p> <p>(3) 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことよって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本項第3号に定める依頼の承認が完了した場合、当行は正当な契約者からの振込訂正依頼が完了したものとし、当行所定の方法により訂正の手続きを行います。完了後は振込訂正依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(5) 当行は、契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。</p> <p>4. 組戻依頼は、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 契約者は、第9条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの依頼権限がある利用者に対して表示される画面において、振込不能となった明細に対し、組戻依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の組戻受付時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、第9条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの承認権限がある利用者に対して表示される画面において、本項第1号により確定した組戻依頼内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で承認することで、依頼を承認するものとします。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>(3) 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによつて契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本項第3号に定める依頼の承認が完了した場合、当行は正当な契約者からの組戻依頼が完了したものとし、当行所定の方法により組戻の手続きを行います。完了後は組戻依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(5) 当行は、振込先の金融機関等（当行を含みます）から返却された振込資金を、振込資金の支払口座に入金するものとします。</p> <p>(6) 当行は、契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。</p> <p>5. 再振込依頼は、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 契約者は、第9条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの依頼権限がある利用者に対して表示される画面において、振込不能となった明細に対し、再振込依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の再振込受付時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、第9条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの承認権限がある利用者に対して表示される画面において、本項第1号により確定した再振込依頼内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で承認することで、依頼を承認するものとします。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>(3) 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことよって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本項第3号に定める依頼の承認が完了した場合、当行は正当な契約者からの再振込依頼が完了したものとし、当行所定の方法により再振込の手続きを行います。完了後は再振込依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(5) 当行は、契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。</p> <p>6. 振込訂正・組戻サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち振込不能となった振込とします。振込訂正・組戻サービスでは、当行所定の方法以外で実施された振込、および振込不能となっていない振込に関する訂正・組戻・再振込の依頼はできないものとします。なお、当行所定の方法で実施された振込であっても、振込先の金融機関等(当行を含みます)の事務処理方法等の事情により、振込訂正・組戻サービスによる振込訂正・組戻・再振込の依頼ができないことがあります。</p> <p>7. 振込訂正・組戻サービスによる振込訂正・組戻・再振込依頼の利用に際しては、当行所定の振込訂正手数料または組戻手数料が必要となります。手数料はあらかじめ指定された口座から当行所定の日引落しするものとします。この場合、当行の各種預金規定にかかわらず、通帳、払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。</p> <p>8. 振込訂正・組戻サービスの利用に際して、振込規定等に優先し、以下の各号が適用されるものとします。</p> <p>(1) 振込不能が発生した場合、当行は、第14条第2項により、契約者に振込不能通知を行うものとします。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>(2) 1件の振込不能に対し、契約者から複数の訂正・組戻・再振込の依頼(振込訂正・組戻サービスを利用した依頼に限られません)がなされた場合、当行は当行の裁量によりこのうち1件の依頼のみを受け付けるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。</p> <p>(3) 振込不能発生後、契約者から当行所定の期間までに訂正・組戻・再振込の依頼(振込訂正・組戻サービスを利用した依頼に限られません)がなされなかった場合、当行は振込不能となった明細について契約者から組戻依頼があったものとみなします。この場合、振込先の金融機関等(当行を含みます)から返却された振込資金を、振込資金の支払口座に入金するものとします。</p> <p>9. 契約者は、振込訂正・組戻サービスの利用者別に登録アドレスを適切に登録するものとします。振込訂正・組戻サービスでは、当行が当行所定の送信タイミングで登録アドレスに電子メールの送信処理をしたときをもって、当行が契約者に振込不能の通知をしたものとみなします。理由如何を問わず、契約者が振込不能通知を受信できなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は契約者が振込不能通知を受信できなかった場合でも、利用不可原因を調査する義務、および電話等その他の手段で契約者に振込不能の発生を通知する義務を負わないものとします。</p> <p>10. 振込訂正・組戻サービスは、振込先の金融機関等から当行への振込不能の通知に基づき、当行から契約者へ振込不能の通知を行います。振込先の金融機関等が錯誤したことにより、当行が契約者へ適切な通知をできなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>11. 契約者は、振込訂正・組戻サービスを利用するログインID毎に利用者権限を適切に設定するものとします。契約者が利用者権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
第 14 条【外部連携サービス】 (省略)	第 15 条【外部連携サービス】 (省略)	以降 条数 繰下げ

以 上

「法人・個人事業者向けインターネットバンキング利用規定」改定対比表（改定箇所のみ記載）

（下線部分が改定箇所）

現 行	改 定 後	備 考
<p>第1条 法人・個人事業者向けインターネットバンキング</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) 基本サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">A. ～E. (省略)</p> <p>(2) 選択申込サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">A. ～D. (省略)</p> <p>なお、本サービスには「セブンメイト Web サービス」、「セブンメイト Web サービス《タイプⅡ》」、「セブンメイト Web サービス《ミニ》」および「セブンメイト Web サービス《スマート》」の4つのタイプがあります。基本サービスは、「セブンメイト Web サービス《スマート》」を除く全タイプ共通で利用可能であり、「セブンメイト Web サービス《スマート》」は会計情報サービスおよび電子交付機能のみ利用可能です。また、選択申込サービスについては、タイプ毎に利用可能なサービスが異なります。</p> <p>2. ～7. (省略)</p>	<p>第1条 法人・個人事業者向けインターネットバンキング</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) 基本サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">A. ～E. (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>F. 振込訂正・組戻サービス</u></p> <p>(2) 選択申込サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">A. ～D. (省略)</p> <p>なお、本サービスには「セブンメイト Web サービス」、「セブンメイト Web サービス《タイプⅡ》」、「セブンメイト Web サービス《ミニ》」および「セブンメイト Web サービス《スマート》」の4つのタイプがあります。基本サービスは、「セブンメイト Web サービス《スマート》」を除く全タイプ共通で利用可能であり、「セブンメイト Web サービス《スマート》」は会計情報サービス、<u>電子交付機能および振込訂正・組戻サービスのみ利用可能です。</u>また、選択申込サービスについては、<u>タイプ毎に利用可能なサービスが異なります。</u></p> <p>2. ～7. (省略)</p> <p>第11条 振込訂正・組戻サービス</p> <p>1. <u>振込訂正・組戻サービスとは、契約者が当行所定の方法による振込について、以下を行うサービスをいいます。</u></p> <p>(1) <u>振込先の金融機関等（当行を含みます）から振込先口座に入金できないと当行に通知があった場合（以下「振込不能」といいます。）における当行から契約者への振込不着発生の通知（以下「振込不能通知」といいます。）</u></p> <p>(2) <u>振込不能となった振込に関する契約者から当行への訂正の依頼（以下「振込訂正依頼」といいます。）</u></p> <p>(3) <u>振込不能となった振込に関する契約者から当行への組戻の依頼（以下「組戻依頼」といいます。）</u></p>	

(追加)

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>(4) 振込不能となった振込に関する契約者から当行への再振込の依頼（以下「再振込依頼」といいます。）</p> <p>2. 振込不能通知は、電子メールにより行います。電子メールの宛先は、第3条第1項に定める登録アドレスとします。</p> <p>3. 振込訂正依頼は、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 契約者は、第2条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの依頼権限がある利用者に対して表示される画面において、振込不能となった明細に対し、訂正依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の振込訂正受付時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、第2条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの承認権限がある利用者に対して表示される画面において、本項第1号により確定した訂正依頼内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で承認することで、依頼を承認するものとします。</p> <p>(3) 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことにより契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本項第3号に定める依頼の承認が完了した場合、当行は正当な契約者からの振込訂正依頼が完了したものとし、当行所定の方法により訂正の手続きを行います。完了後は振込訂正依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(5) 当行は、契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>4. 組戻依頼は、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 契約者は、第2条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの依頼権限がある利用者に対して表示される画面において、振込不能となった明細に対し、組戻依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の組戻受付時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、第2条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの承認権限がある利用者に対して表示される画面において、本項第1号により確定した組戻依頼内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で承認することで、依頼を承認するものとします。</p> <p>(3) 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことにより契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本項第3号に定める依頼の承認が完了した場合、当行は正当な契約者からの組戻依頼が完了したものとし、当行所定の方法により組戻の手続きを行います。完了後は組戻依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(5) 当行は、振込先の金融機関等（当行を含みます）から返却された振込資金を、振込資金の支払口座に入金するものとします。</p> <p>(6) 当行は、契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>5. 再振込依頼は、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 契約者は、第2条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの依頼権限がある利用者に対して表示される画面において、振込不能となった明細に対し、再振込依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の再振込受付時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、第2条に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正・組戻サービスの承認権限がある利用者に対して表示される画面において、本項第1号により確定した再振込依頼内容に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までに振込訂正・組戻サービス画面上で承認することで、依頼を承認するものとします。</p> <p>(3) 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことにより契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本項第3号に定める依頼の承認が完了した場合、当行は正当な契約者からの再振込依頼が完了したものとし、当行所定の方法により再振込の手続きを行います。完了後は再振込依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(5) 当行は、契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>(追加)</p>	<p>6. 振込訂正・組戻サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち振込不能となった振込とします。振込訂正・組戻サービスでは、当行所定の方法以外で実施された振込、および振込不能となっていない振込に関する訂正・組戻・再振込の依頼はできないものとします。なお、当行所定の方法で実施された振込であっても、振込先の金融機関等(当行を含みます)の事務処理方法等の事情により、振込訂正・組戻サービスによる振込訂正・組戻・再振込の依頼ができないことがあります。</p> <p>7. 振込訂正・組戻サービスによる振込訂正・組戻・再振込依頼の利用に際しては、当行所定の振込訂正手数料または組戻手数料が必要となります。手数料はあらかじめ指定された口座から当行所定の日引落しするものとします。この場合、当行の各種預金規定にかかわらず、通帳、払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。</p> <p>8. 振込訂正・組戻サービスの利用に際して、振込規定等に優先し、以下の各号が適用されるものとします。</p> <p>(1) 振込不能が発生した場合、当行は、第 11 条第 2 項により、契約者に振込不能通知を行うものとします。</p> <p>(2) 1 件の振込不能に対し、契約者から複数の訂正・組戻・再振込の依頼(振込訂正・組戻サービスを利用した依頼に限られません)がなされた場合、当行は当行の裁量によりこのうち 1 件の依頼のみを受け付けるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。</p> <p>(3) 振込不能発生後、契約者から当行所定の期間までに訂正・組戻・再振込の依頼(振込訂正・組戻サービスを利用した依頼に限られません)がなされなかった場合、当行は振込不能となった明細について契約者から組戻依頼があったものとみなします。この場合、振込先の金融機関等(当行を含みます)から返却された振込資金を、振込資金の支払口座に入金するものとします。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p data-bbox="862 566 952 598">(追加)</p> <p data-bbox="123 1002 600 1077">第 11 条 でんさい受付サービス (省略)</p> <p data-bbox="123 1090 409 1121">第 14 条 総合振込</p> <p data-bbox="123 1129 398 1161">1. ～ 7. (省略)</p> <p data-bbox="123 1174 1032 1289">8. 振込口座なし、またはほかの事由により振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。</p> <p data-bbox="123 1302 409 1334">第 15 条 給与振込</p> <p data-bbox="123 1347 398 1378">1. ～ 8. (省略)</p> <p data-bbox="123 1391 1032 1506">9. 振込口座なし、またはほかの事由により振込不能のものがあつた場合には、当行は当該振込金を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。</p>	<p data-bbox="1064 180 1966 595">9. 契約者は、振込訂正・組戻サービスの利用者別に登録アドレスを適切に登録するものとします。振込訂正・組戻サービスでは、当行が当行所定の送信タイミングで登録アドレスに電子メールの送信処理をしたときをもって、当行が契約者に振込不能の通知をしたものとみなします。理由如何を問わず、契約者が振込不能通知を受信できなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は契約者が振込不能通知を受信できなかった場合でも、利用不可原因を調査する義務、および電話等その他の手段で契約者に振込不能の発生を通知する義務を負わないものとします。</p> <p data-bbox="1064 608 1966 810">10. 振込訂正・組戻サービスは、振込先の金融機関等から当行への振込不能の通知に基づき、当行から契約者へ振込不能の通知を行います。振込先の金融機関等が錯誤したことにより、当行が契約者へ適切な通知をできなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p data-bbox="1064 823 1966 983">11. 契約者は、振込訂正・組戻サービスを利用するログイン ID 毎に利用者権限を適切に設定するものとします。契約者が利用者権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p data-bbox="1064 1002 1534 1077">第 12 条 でんさい受付サービス (省略)</p> <p data-bbox="1064 1090 1344 1121">第 15 条 総合振込</p> <p data-bbox="1064 1129 1328 1161">1. ～ 7. (省略)</p> <p data-bbox="1064 1174 1216 1249">} (削除)</p> <p data-bbox="1064 1302 1344 1334">第 16 条 給与振込</p> <p data-bbox="1064 1347 1328 1378">1. ～ 8. (省略)</p> <p data-bbox="1064 1391 1216 1466">} (削除)</p>	<p data-bbox="1989 1002 2112 1077">以降 条数 繰下げ</p>

現 行	改 定 後	備 考
<p>第 21 条 組戻し・振込内容の訂正 <u>当行が契約者から受付した振込について、契約者が組戻しま</u> <u>たは振込内容を訂正する場合は、本サービスの契約店（支払指定</u> <u>口座または引落指定口座のある当行本支店）にて、当行所定の方</u> <u>法で取扱います。なお、取扱いにあたっては、当行所定の組戻手</u> <u>数料または振込訂正手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>第 22 条 利用料金等</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 本サービスにより資金移動サービス、諸納付受付サービス、 メール通知サービス、データ受付サービスを行う場合、契約者 は当行所定の振込手数料または取扱手数料を支払うことに同 意します。</p> <p>3. （省略）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第 22 条 利用料金等</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 本サービスにより資金移動サービス、諸納付受付サービス、 振込訂正・組戻サービス、メール通知サービス、データ受付サ ービスを行う場合、契約者は当行所定の振込手数料、振込訂正 手数料、組戻手数料または取扱手数料を支払うことに同意し ます。</p> <p>3. （省略）</p>	

以 上

「<七十七>ダイレクトサービス利用規定」改定対比表（改定箇所のみ記載）

（下線部分が改定箇所）

現 行	改 定 後	備 考
<p>第 17 条 組戻し・振込内容の訂正</p> <p>1. 本サービスの振込依頼受付後に組戻し、または依頼内容を訂正する場合には、次の手続きにより取扱います。</p> <p>(1) 組戻しおよび振込内容の訂正は、T Bによりコンタクトセンターに依頼するものとし、当行所定の方法で本人確認をしたうえで手続きを行います。</p> <p>(2) 当行は、預金者からの依頼に基づき、組戻依頼電文または訂正電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 入金口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、振込資金は支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返戻しません。</p> <p>4. (省略)</p> <p>第 18 条 振込手数料等</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. T Bによりコンタクトセンターで組戻しを受付ける場合は、組戻しの依頼を受付けた時点で当行所定の組戻手数料を支払指定口座から引落します。この場合、前項の振込手数料は返戻しません。ただし、組戻しができなかつたときは、組戻手数料は支払指定口座に返戻します。</p> <p>また、T Bによりコンタクトセンターで振込内容の訂正を受付ける場合は、振込内容の訂正の依頼を受付けた時点で当行所定の振込訂正手数料を支払指定口座から引落します。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>第 17 条 組戻し</p> <p>1. 本サービスの振込依頼受付後に組戻しする場合には、次の手続きにより取扱います。</p> <p>(1) 組戻しは、T Bによりコンタクトセンターに依頼するものとし、当行所定の方法で本人確認をしたうえで手続きを行います。</p> <p>(2) 当行は、預金者からの依頼に基づき、組戻依頼電文を振込先の金融機関等に発信します。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 入金口座なし等の事由により、振込先金融機関等から振込資金が返却された場合は、預金者への通知を省略のうえ、支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返戻しません。</p> <p>4. (省略)</p> <p>第 18 条 振込手数料等</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. T Bによりコンタクトセンターで組戻しを受付ける場合は、組戻しの依頼を受付けた時点で当行所定の組戻手数料を支払指定口座から引落します。この場合、前項の振込手数料は返戻しません。</p> <p>3. (省略)</p>	